

<事業概要>

外来対応医療機関設備整備事業（旧帰国者・接触者外来等設備整備事業）

1 事業内容

発熱患者等の診療に対応する外来対応医療機関の設備整備を支援する。

2 対象施設

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき知事が指定した外来対応医療機関のうち、新型コロナウイルス感染症患者を診療した実績がある施設

3 事業期間

令和5年5月8日から令和6年3月31日まで

（※当該期間中に購入・発注・契約・納品・支払したものが対象。）

4 対象経費及び基準額

帰国者・接触者外来等の設備を購入するために必要な次に掲げる経費

- (1) HEPA フィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 905,000 円／施設
- (2) HEPA フィルター付パーティション 205,000 円／台
- (3) 個人防護具 3,600 円/人
- (4) 簡易ベッド 51,400 円/台
- (5) 簡易診療室及び付帯する備品 実費額

ただし、令和2年度、令和3年度、令和4年度、令和5年4月1日から9月30日までに本事業による補助を受けた医療機関は対象経費のうち「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」以外は対象外とする。

また、「(3) 個人防護具(マスク、ゴーグル、ガウン、グローブ、キャップ、フェイスシールド)」の補助対象期間は「新型コロナウイルス感染症の令和5年10月以降の医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」（令和5年9月15日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部事務連絡）で規定する「対象期間」に限るものとする。

5 補助率

10分の10